

社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会
福祉車両貸出し要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅の外出困難な高齢者及び障害者等の生活圏拡大と社会参加を支援するため、社会福祉法人伊那市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が管理する車いす対応車両（以下「福祉車両」という。）の貸出しについて必要な事項を定めることを目的とする。

(利用者)

第2条 福祉車両の貸出しを利用できる者（以下「利用者」という。）は、伊那市に在住の本会会員で、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 車椅子を使用して生活している者
- (2) 福祉車両を使用しなければ外出困難な者
- (3) 前2号のほか、会長が必要と認めた者

(運転者)

第3条 運転する者は利用者の家族またはボランティアで、1年以上の運転経験を有し、福祉車両の乗降装置取り扱い講習を受けた者とする。

(貸出車両)

第4条 貸出し車両は次による。

車両名	貸出車両仕様	所 管
10号 軽自動車 マツダ・AZワゴン	定員3名 車椅子対応車(スロープ付) オートマチック車	総務課
1号 軽自動車 ダイハツ・ハイゼット	定員3名 車椅子対応車 オートマチック車	さくらの家 (生活介護)
48号 軽自動車 スズキ・エブリィワゴン	定員3名 車椅子対応車(スロープ付) オートマチック車	総務課

2 貸出し車両は、次の自動車損害保険に加入する。

- (1) 貸出し車両の補償
 - ・車両評価額
- (2) 事故時の諸費用の補償なし
- (3) 運転者及び同乗者への補償

①運転者人身傷害補償なし

②搭乗者傷害

・ 1名につき1,000万円 医療保険金一時金払

③自損事故

・ 1名につき死亡1,500万円

・ 1名につき後遺障害2,000万円

④無保険車傷害

・ 1名につき20,000万円 被保険自動車搭乗者のみ

(4) 相手への賠償

①対人賠償 無制限

②対物賠償 1事故につき2,000万円(免責金額 なし)

(利用手続)

第5条 福祉車両の利用申込みは予約制とする。

2 利用者は、事前に福祉車両利用者登録(様式第1号)を行うものとする。

3 利用は、予定日の2カ月前から申込書(様式第2号)により受付するものとする。

4 申し込み手続は、本会業務日の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

5 福祉車両貸出しにあたり、担当者は運転者の免許証を確認しなければならない。

(利用の範囲)

第6条 利用の範囲は以下のとおりとする。

(1) 福祉車両の出庫及び返車は、午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

(2) 1ヶ月に5回までとする。

(3) 連続しての利用は2日までとする。

(4) 利用は県内のみとする。

(5) 利用者または運転者が営利を目的としないこと。

(6) 運転者が道路交通法により運転を制限されていないこと。

(7) 年末年始等を除き本会が車両管理できる時のみとする。

(8) 利用者が身体等に変調をきたす恐れのない場合。

(使用の取消し等)

第7条 会長は、次のいずれかに該当するときは、貸出しの使用を取り消すことができる。

(1) 災害等、緊急かつやむを得ない事由に供する必要が生じたとき。

(2) 福祉車両に支障が生じたとき。

(3) 登録申請書または利用申請書に虚偽の記載をしたとき。

(4) 福祉車両貸出し要綱または、使用許可の際に付した条件に違反したとき。

(5) その他使用することが適当でないと認める行為をしたとき。

(費用負担)

第8条 利用者又は運転者は、福祉車両の利用にあたり、次に掲げる費用を負担するものとする。

(1) 燃料費は、福祉車両返却時に走行距離により現金で支払うものとする。

距 離	金 額	距 離	金 額
～20km未満	300円	20～30km未満	400円
30～40km未満	500円	40～50km未満	600円
50km以上の場合は燃料タンクを満杯にして返す。			

(2) 自動車損害賠償保険が適用されない一切の費用

(事故補償)

第9条 福祉車両の利用により事故が発生した場合は、運転者は人命尊重の立場から速やかな処置をとるとともに、本会事務局または緊急連絡先へ連絡し、その指示を受けなければならない。

2 自動車事故に起因する本会の費用負担は、4条第2項の自動車損害賠償保険の範囲内とする。

(遵守事項)

第10条 利用者及び運転者は、福祉車両の貸出しにあたり次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請目的外に使用しないこと。
- (2) 第三者への転貸をしないこと。
- (3) 福祉車両返却時に車内の清掃を行なうこと。
- (4) 車内で喫煙をしないこと。
- (5) 市民の不審を招くような場所に駐車しないこと。
- (6) 交通法令を遵守すること。
- (7) 事故が発生したときは、速やかに警察及び本会に届け出ること。

附則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

この要綱は、平成24年6月28日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。